

一般社団法人日本臨床宗教師会委員会規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第38条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 本法人が設置する委員会の名称及び業務は、別表に掲げるとおりとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、本会理事より選出され会長に委嘱された委員長と、委員長より指名され理事会に承認された会員若干名をもって構成する。

2. 副委員長は、委員の互選とする。

3. 委員長は、委員会の顧問を委嘱することができる。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3. 委員長がやむを得ない事情によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員長、委員及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(規則の改定)

第6条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、平成29年2月27日より施行する。

2. 本規則の施行時における各委員会の業務、名称及び構成員は、任意団体日本臨床宗教師会において委嘱された委員会をそのまま引き継ぐものとする。なお、任期については、本規則の施行時から始まるものとする。

3. 本規則は、平成31年3月4日より改正・施行する。

4. 本規則は、令和2年3月31日より改正・施行する。

5. 本規則は、令和3年9月12日より改正・施行する。

6. 本規則の別表を改定し、令和7年3月2日より改正・施行する。

別表

No.	委員会の名称	委員会の業務
1	倫理委員会	(1) 本規程及び倫理綱領等の改定に関する審議 (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言 (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申 (4) 市民及び会員からの倫理に関する問合せへの対応 (5) その他、会長が必要と認める業務 ※詳しくは「倫理委員会細則」で定める
2	教育委員会	(1) フォローアップ研修の企画 (2) フォローアップ研修に関する諸機関及び各地域の臨床宗教師会との連絡・調整・記録 (3) 臨床宗教師を養成する教育プログラム内容の調査 (4) 資格認定制度に関する教育プログラムの認定 (5) その他、会長が必要と認める業務
3	研究委員会	(1) 臨床宗教師の実践に関する研究 (2) 臨床宗教師の養成・教育方法に関する研究 (3) 研究会等の企画・開催・運営 (4) その他、会長が必要と認める業務
4	資格認定委員会	(1) 臨床宗教師の資格認定制度の運用 (2) その他、会長が必要と認める業務
5	運営委員会	(1) 入退会、会員資格変更、役員人事に関する審議 (2) 緊急対応が必要な案件の審議 (3) その他、会長が必要と認める業務
6	全国連携委員会	(1) 各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有 (2) その他、会長が必要と認める業務
7	社会活動支援委員会	(1) 臨床宗教師の社会活動に関する調査・連携・支援 (2) 出版に関する企画・運営 (3) その他、会長が必要と認める業務